

令和2年度及び令和3年度の 後期高齢者医療保険料の算定について



神奈川県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	令和2年度及び令和3年度保険料率について	1
2	後期高齢者医療保険料の仕組み	1
3	保険料算定の状況	2
	(1) 保険料率等について	2
	(2) 保険料率の上昇抑制について	2
	(3) 一人あたり平均保険料額について	2
4	保険料算定のしくみ	3
5	保険料算定にかかる各要素	4
	医療給付費等の見込みについて(①～⑨)	5
6	保険料の軽減判定所得の見直しについて	7
	【参考】 具体的な保険料の額の比較について	8
	【参考】 単身世帯保険料額早見表	9
	【参考】 二世帯保険料額早見表	10

※文中の「平成31年度」は必要に応じて「令和元年度」と読み替えてください。

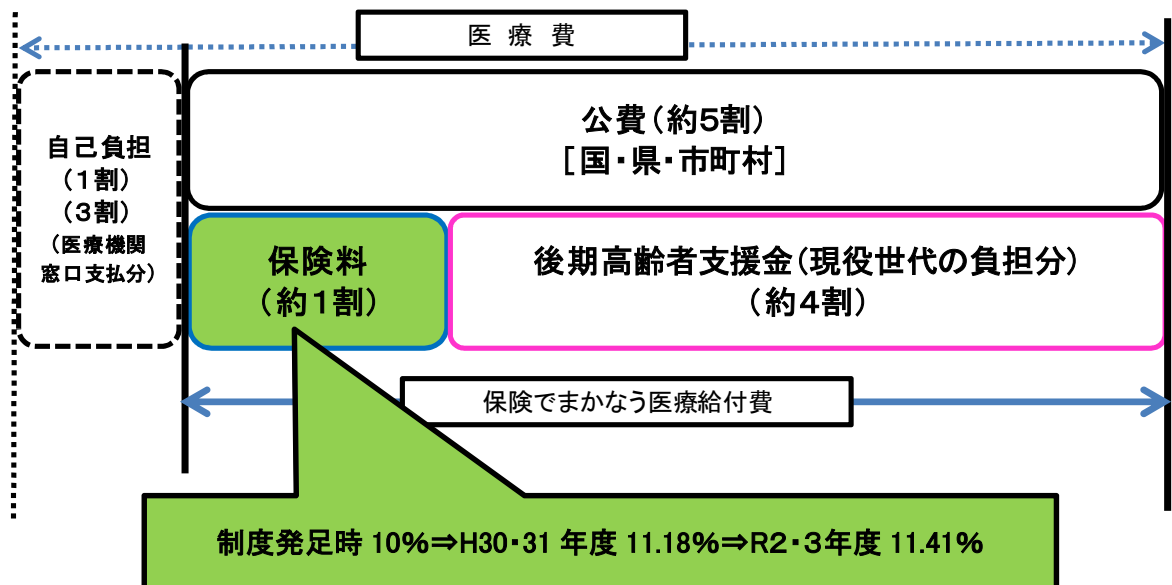
1 令和2年度及び令和3年度保険料率について

高齢者の医療の確保に関する法律第104条に基づき、令和2年度及び令和3年度の2年間に係る医療給付費等の費用と収入を見込んで保険料率を算定しました。

保険料率に影響を与える主な要因として、高齢者負担率が前回の11.18%から11.41%への引き上げ、被保険者数を令和2年度は2.1%増、令和3年度は2.2%増と見込むこととし、一方で、令和元年10月及び令和2年4月の診療報酬改定率を勘案し、一人当たり医療費は令和2年度0.8%増、令和3年度0.7%増と見込んでいます。

また、算定にあたりましては、保険料率を抑制するために剰余金90億円を活用し、平成30年度及び平成31年度と比べて、均等割額については2,200円増の43,800円、所得割率については0.49ポイント増の8.74%となりました。

2 後期高齢者医療保険料の仕組み



後期高齢者医療制度では、医療に要する費用（自己負担を除く）の約1割を被保険者が負担する保険料でまかない、残りの約5割を公費（国・県・市町村負担金）で、約4割を現役世代が加入する医療保険からの支援金でまかっています。

なお、被保険者が負担する保険料については、現役世代の割合が減少していることから、制度発足時は10%となっておりましたが、2年ごとに行っている保険料改定の都度上昇しており、令和2年度及び令和3年度は11.41%となりました。

3 保険料算定の状況

(1) 保険料率等について

	R2～R3 (A)	H30～H31 (B)	(A)－(B)	(参考) H28～H29
均等割額(年額)	43,800 円	41,600 円	2,200 円	43,429 円
所得割率	8.74%	8.25%	0.49 ポイント	8.66%
一人あたり平均保険料額	96,252 円	88,995 円	7,257 円	91,585 円
厚生年金収入 300 万円で 他に収入のない方の場合	172,270 円	162,870 円	9,400 円	170,730 円
厚生年金収入 200 万円で 他に収入のない方の場合	76,110 円	72,050 円	4,060 円	55,090 円

(2) 保険料率の抑制について

今回の保険料率算定においては、令和元年度末に生じる見込みの剰余金 90 億円を活用し、保険料率上昇の抑制を図りました。

※抑制措置をとらない場合の保険料率等

	剰余金を活用しない場合(A)	剰余金を活用した場合(B)	増減 (A)－(B)
均等割額(年額)	45,343 円	43,800 円	1,543 円減
所得割率	9.12%	8.74%	0.38 ポイント減
一人あたり平均保険料額	99,663 円	96,252 円	3,411 円減
厚生年金収入 200 万円で 他に収入のない方の場合	79,130 円	76,110 円	3,020 円減

(3) 一人あたり平均保険料額について

○一人あたり平均保険料額（軽減後・年額）

96,252 円

(月額換算：8,021 円)

賦課総額から均等割軽減分を引いたのち、
被保険者数で除した額

○厚生年金の平均的な年金額（厚生年金 188 万円）の受給者の場合（年額）

均等割額
21,900 円

+

所得割額
30,590 円

=

合計
52,490 円

(月額換算：4,374 円)

5 割軽減

(※)合計は、10 円未満切捨て

4 保険料算定の仕組み

1 令和2年度及び令和3年度の後期高齢者医療に係る費用の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{費用の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に係る療養の} \\ \text{給付に要する費用の額} \\ \text{から一部負担金に相当} \\ \text{する額を控除した額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{被保険者に} \\ \text{係る入院時} \\ \text{食事療養費} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{財政安定化} \\ \text{基金拠出金} \\ \text{等の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{審査支払} \\ \text{手数料の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の} \\ \text{費用の額} \\ \text{(葬祭費)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{保健事業} \\ \text{に要する} \\ \text{費用の額} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額} \\ \text{医療費共同} \\ \text{事業拠出} \\ \text{金の額} \end{array} \right) \\
 &= \text{医療給付費}
 \end{aligned}$$

2 令和2年度及び令和3年度の後期高齢者医療に係る収入の見込額の合算額を算出

$$\begin{aligned}
 \text{収入の額} &= \left(\begin{array}{l} \text{国庫負担金} \\ \text{(高額医療費に係る} \\ \text{負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{調整交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県負担金} \\ \text{(高額医療費に係} \\ \text{る負担額を含む。)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{負担金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{後期高齢者} \\ \text{交付金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{特別高額医} \\ \text{療費共同事} \\ \text{業交付金} \end{array} \right) \\
 &+ \left(\begin{array}{l} \text{国庫} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{市町村} \\ \text{補助金} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{その他の収入} \\ \text{(剰余金)} \end{array} \right)
 \end{aligned}$$

3 保険料収納必要見込額を算出

$$\text{保険料収納必要見込額} = \text{費用の見込額} - \text{収入の見込額}$$

4 賦課総額を算出

$$\text{賦課総額} = \text{保険料収納必要見込額} \div \text{予定保険料収納率} (\%)$$

※ 予定保険料収納率=特別徴収割合+(1-特別徴収割合)×普通徴収収納率の見込み
平成29年度及び平成30年度の収納率及び特別徴収割合を勘案して算出します。

5 均等割額と所得割率について

①賦課総額を所得係数を用いて均等割総額と所得割総額とに分けます。

$$\text{均等割総額} : \text{所得割総額} = 1 : 1.43 = \boxed{40} : \boxed{60}$$

※所得係数

・神奈川県は、全国平均と比較して被保険者の所得水準が高いため所得係数が高く所得割総額の割合が多くなります。

$$\text{※神奈川県の} \\ \text{所得係数} = \frac{\text{神奈川県一人あたり所得額}}{\text{全国一人あたり平均所得額}} = \boxed{1.43}$$

②上記の均等割総額と所得割総額から以下のとおり均等割額と所得割率を算出します。

$$\text{均等割額} = \text{均等割総額} \div \text{被保険者数}$$

$$\text{所得割率} = \text{所得割総額} \div \text{被保険者の所得額総額}$$

5 保険料算定にかかる各要素

医療給付費等の見込みについて (①~⑨)

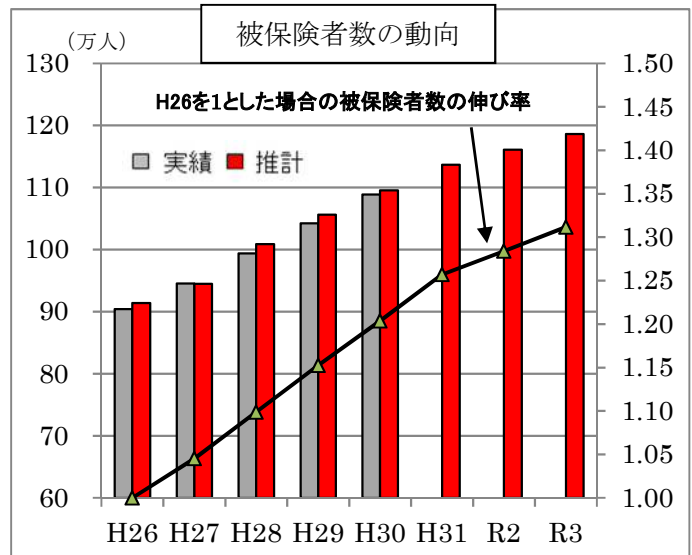
	令和2年度	令和3年度	2か年計	2か年平均
① 被保険者数	116万人	118万人	234万人	117万人
(単位:億円)				
② 医療給付費	9,384	9,647	19,031	9,516
③ 医療給付費の保険料負担分	975	999	1,974	987
④ 医療給付費にかかる調整交付金 減額影響分(所得割で負担)	247	252	499	249
⑤ 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
⑥ 審査支払手数料	23	25	48	24
⑦ 葬祭費	31	32	63	31
⑧ 保健事業 (健康診査:国庫補助額を除く)	29	30	59	30
⑨ 保健事業 (一体化事業:特別調整交付金を除く)	1	2	3	2
A 保険料抑制のための財源 (剰余金)	45	45	90	45
B 保険料収納必要額 (③~⑨の計) - A	1,261	1,295	2,556	1,278
⑩ 保険料収納不足見込額 (予定収納率:99.44%)	7	7	14	7
保険料賦課総額(B + ⑩)	1,268	1,302	2,570	1,285

(注) 2か年計を基準に端数調整

① 被保険者数

県の統計や市町村実態調査をもとに、令和2年度及び令和3年度の75歳以上人口等を推計しました。

制度開始以降、被保険者数は急速に増加しています。



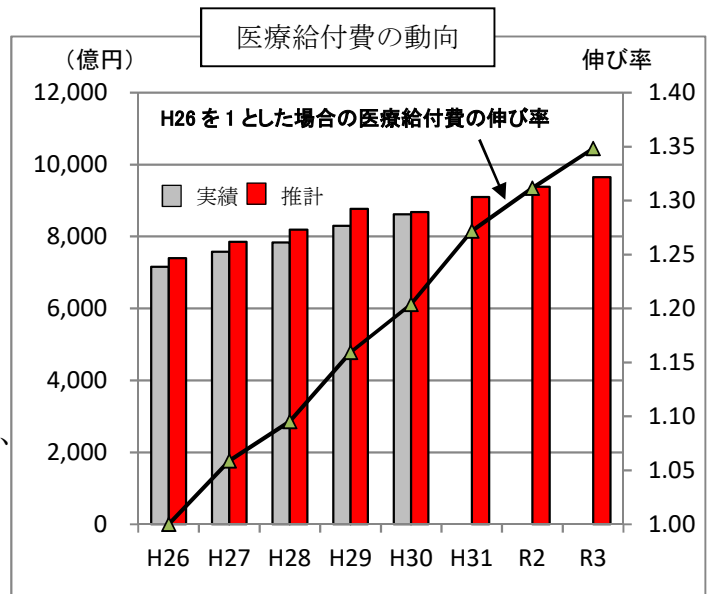
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
推計(人)	913,830	945,040	1,008,636	1,056,452	1,095,264	1,136,909	1,161,058	1,186,180
実績(人)	904,326	945,361	993,631	1,042,225	1,088,568	-	-	-
伸び率(%)	1.00	1.05	1.10	1.15	1.20	1.26	1.28	1.31

※伸び率は H26～30 は実績から算出、H31・R2・3 は推計による算出

② 医療給付費

平成22年度から平成30年度及び平成31年度（9月診療分まで）の実績及び被保険者数の推計をもとに、推計しました。

なお、令和2年度及び令和3年度は、診療報酬改定を踏まえて、一人当たりの医療費の伸び率を、令和2年度0.8%、令和3年度0.7%と推計しています。



	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
推計(億円)	7,395	7,853	8,187	8,773	8,683	9,087	9,384	9,647
実績(億円)	7,155	7,576	7,836	8,295	8,615	-	-	-
伸び率(%)	1.00	1.06	1.10	1.16	1.20	1.27	1.31	1.35

※伸び率は H26～30 は実績から算出、H31・R2・3 は推計による算出

③ 医療給付費の被保険者負担分

被保険者数や医療費の動向を踏まえて推計した医療給付費のうち、国が設定した後期高齢者負担率に基づいて算定した金額を被保険者が保険料で負担します。

後期高齢者人口の増加と現役世代人口の減少により現役世代の負担が大きく増加しないよう、後期高齢者負担率について毎回、引き上げが行われています。

今回の保険料算定における後期高齢者負担率は、11.41%です。

【保険料算定時の負担率の推移】

平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・31年度
10.51%	10.73%	10.99%	11.18%

④ 医療給付費にかかる調整交付金分

調整交付金は、全国の広域連合間の所得格差に伴う財政の不均衡を調整するため、所得係数などを基に国から交付されています。

⑤ 財政安定化基金拠出金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため各都道府県に設置されており、その財源は、国、県及び保険料からそれぞれ1/3ずつ負担しています。

神奈川県は、基金の残高を考慮し、新たな積み立ては行わないこととしたため、拠出金は計上していません。

⑥ 審査支払手数料

審査支払手数料については、神奈川県国民健康保険団体連合会に業務を委託しており、**診療報酬審査支払手数料については、1件当たり、令和2年度及び令和3年度は57円**として算定しています。

また、療養費審査支払手数料については、平成30年度より一般会計から特別会計に変更となりました。令和2年度及び令和3年度は123円として算定しています。

⑦ 葬祭費

被保険者の死亡に関し、葬祭費を支給しています。

今回の保険料算定にあたっては、神奈川県内における75歳以上の死亡率について、これまでの実績及び平成31年度見込みから推計しています。

⑧ 保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、健康診査や歯科健康診査を実施しています。

今回の保険料算定にあたっては、健康診査の受診率について、これまでの実績及び平成31年度見込みから推計しています。

また、令和2年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を市町村と連携して推進するため、その実施を市町村へ委託します。保険料の算定にあたり、一体的実施に係る費用は、令和2年度及び令和3年度の実施見込み市町村数等から推計しています。

⑨ 保険料収納不足見込額

保険料収納不足見込額は、予定収納率に基づき算出しています。

令和2年度及び令和3年度における予定収納率は、平成29年度及び平成30年度における収納実績を考慮し、99.44%として算定しています。

6 保険料の軽減判定所得の見直しについて

後期高齢者医療制度では、世帯の所得に応じて保険料軽減が受けられますが、低所得者に対する更なる負担軽減の観点から、国において政令改正が行われ、保険料の均等割軽減判定所得が見直されています。

具体的には、次の表のとおり均等割の5割・2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます。また、本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減（8.5割、8割）されてきましたが、平成31年度から段階的に見直しを行っています。

世帯の総所得金額等の基準	均等割額の軽減割合			
	本則	平成31年度	令和2年度	令和3年度以降
<p>■33万円以下</p>	7割	8.5割	7.75割	7割
<p>■上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）など</p>		8割	7割	
<p>■33万円+(28.5万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和2年度の基準</p>	5割	5割		
<p>■33万円+(52万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和2年度の基準</p>	2割	2割		

【参考】具体的な保険料の額の比較について

《均等割額・所得割率》

	R2 (A)	H31 (B)	差額(A)-(B)
均等割額	43,800円	41,600円	2,200円
所得割率	8.74%	8.25%	0.49ポイント

「なし」・・・軽減

【被保険者が世帯に1人の場合】

- ① 基礎年金受給者（年金収入80万円のみ、他に所得のない方）

	R2 (A)	H31 (B)	差額(A)-(B)	均等割	
				R2	H31
年額	13,140円	8,320円	4,820円	7割	8割
1ヶ月/12ヶ月	1,090円	690円	400円		

軽減について

- ② 厚生年金の平均的な年金額の受給者（年金収入188万円のみ、他に所得のない方）

	R2 (A)	H31 (B)	差額(A)-(B)	均等割	
				R2	H31
年額	52,490円	49,670円	2,820円	5割	5割
1ヶ月/12ヶ月	4,370円	4,130円	240円		

- ③ 後期高齢者医療制度に未加入の子と同一世帯の者

（世帯主(被保険者の子)の給与収入400万円、被保険者(親)の年金収入80万円）

	R2 (A)	H31 (B)	差額(A)-(B)	均等割	
				R2	H31
年額	43,800円	41,600円	2,200円	なし	なし
1ヶ月/12ヶ月	3,650円	3,460円	190円		

【被保険者が世帯に2人の場合（夫婦を想定）】

- ④ 夫(世帯主)75歳 年金収入168万円、妻75歳 年金収入80万円

	R2 (A)	H31 (B)	差額(A)-(B)	均等割	
				R2	H31
(夫)年額	22,960円	18,610円	4,350円	7.75割	8.5割
1ヶ月/12ヶ月	1,910円	1,550円	360円		
(妻)年額	9,855円	6,240円	3,615円	7.75割	8.5割
1ヶ月/12ヶ月	820円	520円	300円		

- ⑤ 夫(世帯主)75歳 年金収入225万円、妻75歳 年金収入80万円

※制度の拡充により、均等割軽減が2割から5割になります。

	R2 (A)	H31 (B)	差額(A)-(B)	均等割	
				R2	H31
(夫)年額	84,820円	92,680円	△ 7,860円	5割※	2割
1ヶ月/12ヶ月	7,060円	7,720円	△ 660円		
(妻)年額	21,900円	33,280円	△ 11,380円	5割※	2割
1ヶ月/12ヶ月	1,820円	2,770円	△ 950円		

- ⑥ 夫(世帯主)75歳 年金収入272万円、妻75歳 年金収入135万円

※制度の拡充により、新たに均等割軽減(2割)の対象となります。

	R2 (A)	H31 (B)	差額(A)-(B)	均等割	
				R2	H31
(夫)年額	139,040円	139,775円	△ 735円	2割※	なし
1ヶ月/12ヶ月	11,580円	11,640円	△ 60円		
(妻)年額	35,040円	41,600円	△ 6,560円	2割※	なし
1ヶ月/12ヶ月	2,920円	3,460円	△ 540円		

※ 均等割軽減対象所得の拡大については、7ページをご覧ください。

【参考】 令和2年度 单身世帯：保険料額早見表

令和2年度

平成31年度

		所得割率	均等割額	保険料額
		8.74%	43,800円	43,800円
【10円未満切捨て】				
公的年金収入額	賦課のものと異なる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	13,140	13,140
100,000	0	0	13,140	13,140
500,000	0	0	13,140	13,140
800,000	0	0	13,140	13,140
1,000,000	0	0	9,855	9,850
1,200,000	0	0	9,855	9,850
1,500,000	0	0	9,855	9,850
1,680,000	150,000	13,110	9,855	22,960
1,955,000	425,000	37,145	21,900	59,040
1,965,000	435,000	38,019	21,900	59,910
2,000,000	470,000	41,078	35,040	76,110
2,190,000	660,000	57,684	35,040	92,720
2,200,000	670,000	58,558	35,040	93,590
2,500,000	970,000	84,778	43,800	128,570
3,000,000	1,470,000	128,478	43,800	172,270
3,500,000	1,920,000	167,808	43,800	211,600
4,000,000	2,295,000	200,583	43,800	244,380
4,500,000	2,710,000	236,854	43,800	280,650
5,000,000	3,135,000	273,999	43,800	317,790
6,000,000	3,985,000	348,289	43,800	392,080
7,000,000	4,835,000	422,579	43,800	466,370
8,000,000	5,715,000	499,491	43,800	543,290
9,000,000	6,665,000	582,521	43,800	626,320
9,164,749	6,821,511	596,200	43,800	640,000
10,000,000	7,615,000	665,551	43,800	640,000

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

(年金収入のみと仮定)

【10円未満切捨て】

公的年金収入額	賦課のものと異なる所得金額	所得割額	均等割額	保険料額
0	0	0	8,320	8,320
100,000	0	0	8,320	8,320
500,000	0	0	8,320	8,320
800,000	0	0	8,320	8,320
1,000,000	0	0	6,240	6,240
1,200,000	0	0	6,240	6,240
1,500,000	0	0	6,240	6,240
1,680,000	150,000	12,375	6,240	18,610
1,955,000	425,000	35,062	20,800	55,860
1,965,000	435,000	35,887	20,800	56,680
2,000,000	470,000	38,775	33,280	72,050
2,190,000	660,000	54,450	33,280	87,730
2,200,000	670,000	55,275	33,280	88,550
2,500,000	970,000	80,025	41,600	121,620
3,000,000	1,470,000	121,275	41,600	162,870
3,500,000	1,920,000	158,400	41,600	200,000
4,000,000	2,295,000	189,337	41,600	230,930
4,500,000	2,710,000	223,575	41,600	265,170
5,000,000	3,135,000	258,637	41,600	300,230
6,000,000	3,985,000	328,762	41,600	370,360
7,000,000	4,835,000	398,887	41,600	440,480
8,000,000	5,715,000	471,487	41,600	513,080
9,000,000	6,665,000	549,862	41,600	591,460
9,164,749	6,821,511	562,774	41,600	604,370
10,000,000	7,615,000	628,237	41,600	620,000

均等割7割軽減
(平成31年度は
8割軽減)

均等割7.75割軽減
(平成31年度は
8.5割軽減)

均等割5割軽減

均等割2割軽減

※令和2年度からの政令改正に伴い、均等割額の5割軽減と2割軽減が拡充されました。
 ※平成31年度から均等割軽減が本則7割の対象者について段階的な見直しを行っております。
 ※令和2年度からの政令改正に伴い、保険料額の上限が64万円になりました。

